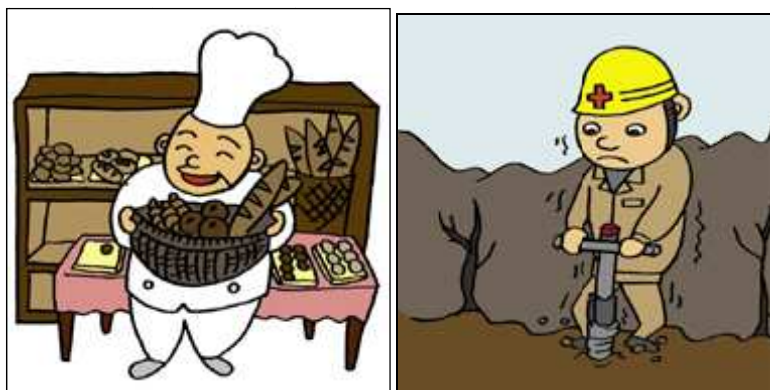
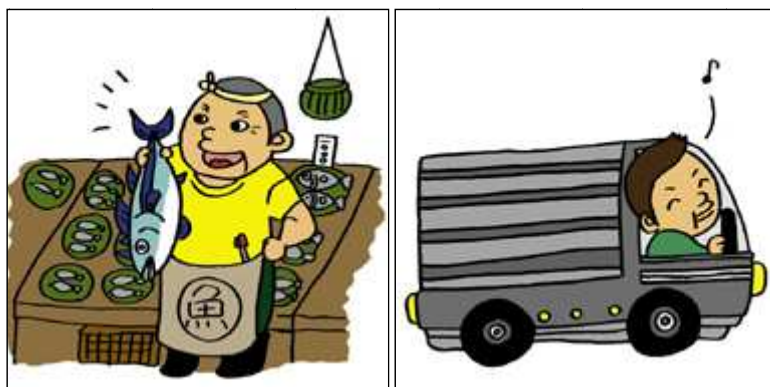


事業主の皆さまへ

労働保険の加入手続きは

お済みですか？

～ ひとりでも人を雇えば、労災・雇用保険 ～



手続はまかせて安心の**事務組合**へ

<労働保険適用促進指定団体>

労働保険事務組合

**東北北海道労務福祉協会**

# 労働保険とはこのような制度です。

労働保険とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険（失業保険）とを総称した言葉であり、不時の労働災害や通勤災害の保険給付、失業等の際に保険給付が行われ、又事業主に対しては各種の助成金・給付金の対象となり、事業主や従業員の皆様が安心して加入できる制度です。

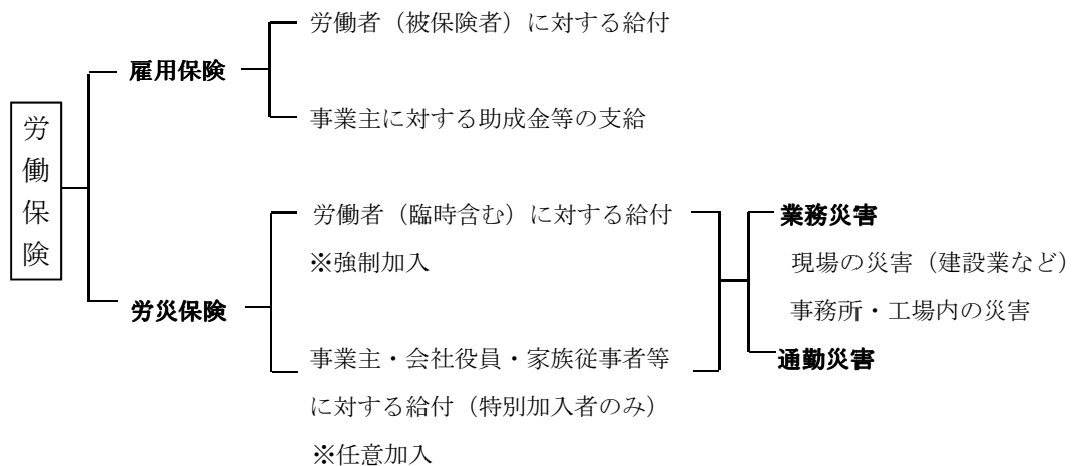
労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っている事業主には国が強制加入を義務付けております。

## 労災保険とは

労働者が業務上の事由または通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護する為に必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業を行っています。

## 雇用保険とは

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また、失業の予防、雇用構造の改善等を図るための事業も行っています。



## 労働保険に加入していなかった場合は

労働保険は政府が管理・運営している強制的な保険ですので、原則として労働者を一人でも雇っていれば、事業主は労働保険の加入手続きをとり、労働保険料を納めなければなりません。また、事業主が故意または重大な過失により労災保険に係わる保険関係成立届を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災給付を行った場合は、事業主から遡及して労働保険料を徴収するほかに労災給付に要した費用の一部を徴収することになっています。

## 労働保険事務組合とは

労働保険事務組合とは、厚生労働大臣の認可を受け、事業主のみなさんに代わって**労働保険に関する事務の一切を代行処理**する中小事業主等の団体です。  
＜事業主等も労災保険に**特別加入**できるメリットもあります＞

## 事務処理の委託をすると

労働保険事務組合は、事業主に代わって公共職業安定所、労働基準監督署への事務手続、労働保険料の申告・納付、及び雇用保険の資格取得・喪失、60歳到達時等賃金証明書提出等の手続きを行います。

又、各種の援助事業（各給付金・助成金・奨励金等）の相談・指導も受けられます。

## 事務委託した場合の利点は

1. 事業主の方々の事務処理等にかかる**労力が削減**できます。
2. 労働保険料を**年3回の分割納付**ができます。  
（事務組合に委託していない場合は、一定額を越えないと分割納付ができません。）
3. 委託費用が**低額**であり、他に色々な情報等も受けられます。
4. 事業主及びその家族従事者等は、事務組合に委託することにより労災保険に特別に加入することができます。**（特別加入制度）**

尚、事業主等が労災保険に特別加入する場合は、下記の業務に通算して従事していた期間が規定を越えている場合は、指定医療機関にて健康診断を受けなければなりません。（費用は全額政府で負担）



### ＜医師の診断が必要な業務＞

- A. 粉じん作業を行う業務・・・3年以上
- B. 身体に振動を与える業務・・・1年以上
- C. 鉛の業務・・・・・・・・・・6ヶ月以上
- D. 有機溶剤の業務・・・・・・・・6ヶ月以上

## 加入（事務委託）できる事業主は

常時使用する労働者が、  
金融・保険・不動産・小売業にあつては50人  
卸売りの事業・サービス業にあつては100人  
その他の事業にあつては 300人  
以下の事業主

## 事務組合へ加入（委託）するには

当組合（母体団体）に加入して頂き、労働保険事務委託書（所定様式あり）を提出してもらうだけで結構ですので、非常に簡単です。ご不明な点等は、ご連絡頂ければ担当者が訪問し、詳しくご説明致します。

## 労働保険料の負担割合と給付

労働保険料は、労働者に支払う賃金の総額に保険料率（労災保険料率＋雇用保険料率）を乗じて得た額です。そのうち労災保険料は**全額事業主負担**となります。

又、雇用保険料は**事業主と労働者の双方で負担**することになっています。

<労災保険料率> 事業の種類によって 2.5/1000 から 88/1000 に分かれています。

例：一般小売業 (3.5/1000)	例：食料品製造業 (6/1000)	例：設備工事業 (15/1000) 労務比率(23%)
年間支払賃金 120万円の場合 年4,200円	年間支払賃金 180万円の場合 年10,800円	年間元請工事高 100万円の場合 年3,450円
〃 240万円の場合 年8,400円	〃 360万円の場合 年21,600円	〃 500万円の場合 年17,250円

<H27.4 改定>

### 労災保険給付

療養補償（治療費の10割）、休業補償（平均賃金の8割）、障害補償、介護補償、葬祭料、その他一定額の特別支給金、特別年金、特別一時金が支給されます。

<雇用保険料率> 事業の種類によって、13.5/1000から16.5/1000に分かれています。

事業の種類	保険料率	保 険 料	(事業主負担分)		(被保険者負担分)	
一般の事業	<u>13.5</u>	年間支払賃金 240万円の場合	<u>8.5</u>	年 間	<u>5</u>	年 間
	1000	年間保険料 32,400円	1000	20,400円	1000	12,000円
農林水産・清酒 製造の事業	<u>15.5</u>	年間支払賃金 240万円の場合	<u>9.5</u>	年 間	<u>6</u>	年 間
	1000	年間保険料 37,200円	1000	22,800円	1000	14,400円
建設の事業	<u>16.5</u>	年間支払賃金 240万円の場合	<u>10.5</u>	年 間	<u>6</u>	年 間
	1000	年間保険料 39,600円	1000	25,200円	1000	14,400円

※ 被保険者負担分は、毎月の給料より控除することになります。 <H24.4 改定>

※ 事業主負担分と被保険者負担分の差については、事業主への各種助成金等の費用に充てられます。（雇用安定事業・能力開発事業）

## 一般拠出金

石綿（アスベスト）健康被害救済のために事業主様にその一部を負担していただく制度です。労災保険適用事業場の全事業所が対象となり、年度更新時に労働保険料（概算第1期分）と合わせて一括で納入していただきます。料率は業種を問わず一律 1000 分の 0.02 です。

**一般拠出金額 = 賃金総額（千円未満切捨て） × 一般拠出金率**

当組合の関連組織

<北海道労働局承認> 一人親方組合（建設業）

<厚生労働省認可> 建設連合国民健康保険組合

日本建築業国民年金基金 他

<厚生労働省認可番号 01-3788号>

労働保険事務組合

**(協) 東北海道労務福祉協会**

本 部 〒085-0015 釧路市北大通12丁目2番地

TEL (0154) 22-8899 ・ FAX (0154) 22-7566

帯広支部 〒080-0802 帯広市東2条南8丁目8番地1 サケビル1階

TEL (0155) 25-8899 ・ FAX (0155) 22-6628

(H27.4)